採点基準

Ⅰ　経営事項

経営事項は、次の項目の合計点が 50 点を超えない範囲で加算する。

1. 資本金(自己資金以外)

①　あり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点
②　なし　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　0 点

2. 本店登記期間(個人の場合は、営業年数)

本店登記期間については、沖縄市内における本店登記期間(個人の場合は、営業年数)により、下記の表のとおり点数を付加するものとする。

市内本店等	20 年未満	20 年以上
付加点数	本店登記期間×0.5 点	10 点

3. 年間平均実績高

①　1 億円以上　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25 点
②　5 千万以上 1 億円未満　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20 点
③　3 千万以上 5 千万未満　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15 点
④　2 千万以上 3 千万未満　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10 点
⑤　1 千万円以上 2 千万円未満　・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点

4. 品質保証

①　ISO　9001 認証取得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点
②　ISO 14001 認証取得　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点

Ⅱ　技術的事項(建設コンサルタント)

技術的事項は、次の項目及び技術的事項(共通)の合計点が 170 点を超えない範囲で加算する。

①技術士(総合技術監理部門 1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・　20 点
②技術士(総合技術監理部門以外の部門 1 人につき)・・・・・・・・・・・　15 点
③技術士補(①又は②と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・・・・・・　10 点
④構造設計 1 級建築士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14 点
⑤設備設計 1 級建築士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14 点
⑥1 級建築士(④又は⑤と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・・・・・　12 点
⑦2 級建築士(④～⑥と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・・・・・・　8 点
⑧木造建築士(④～⑦と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・・・・・・　3 点
⑨建築設備士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑩建築コスト管理士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7 点
⑪建築積算士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点
⑫省エネ適合性判定員資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3 点
⑬耐震診断資格者(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3 点
⑭キャスビー建築評価員(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3 点
⑮既存学校建物の耐力度測定実務講習修了(1 人につき)・・・・・・・・・　3 点
⑯土地区画整理士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑰コンクリート診断士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑱補償業務管理士(各部門)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7 点
⑲1 級建築施工管理技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑳1 級建築施工管理技士補(⑲と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・　6 点
㉑2 級建築施工管理技士(建築)(⑲又は⑳と重複しない限り 1 人につき)・・　5 点
㉒2 級建築施工管理技士(躯体)(⑲～㉑と重複しない限り 1 人につき)・・・　3 点
㉓2 級建築施工管理技士(仕上げ)(⑲～㉑と重複しない限り 1 人につき) ・　3 点
㉔1 級管工事施工管理技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
㉕1 級管工事施工管理技士補(㉔と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・　6 点
㉖2 級管工事施工管理技士(㉔又は㉕と重複しない限り 1 人につき)・・・・　5 点
㉗給水装置工事主任技術者(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点
㉘第 1 種電気主任技術者(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
㉙第 2 種電気主任技術者(㉘と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・・・　5 点
㉚第 3 種電気主任技術者(㉘又は㉙と重複しない 1 人につき)・・・・・・・　3 点

㉛第１種電気工事士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点
㉜第２種電気工事士(㉛と重複しない限り１人につき)・・・・・・・・・・・　3 点
㉝1 級電気工事施工管理技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
㉞1 級電気工事施工管理技士補(㉝と重複しない限り１人につき)・・・・・　6 点
㉟2 級電気工事施工管理技士(㉝又は㉞と重複しない限り１人につき)・・・　5 点
㊱1 級電気通信工事施工管理技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・　8 点
㊲1 級電気通信工事施工管理技士補(㊱と重複しない限り１人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

Ⅱ　技術的事項(土木コンサルタント)

技術的事項は、次の項目及び技術的事項(共通)の合計点が 170 点を超えない範囲で加算する。

①技術士(総合技術監理部門 1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・　20 点
②技術士(総合技術監理部門以外の部門 1 人につき)・・・・・・・・・　15 点
③技術士補(①又は②と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・・・・・　10 点
④RCCM 各部門(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12 点
⑤測量士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑥測量士補(⑤と重複しない限り 1 人につき)・・・・・・・・・・・・　1 点
⑦下水道検定 1 種(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑧下水道検定 2 種(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 点
⑨土地区画整理士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑩地質調査技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑪磁気探査技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3 点
⑫土木学会認定土木技術者(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・　5 点
⑬1 級建設機械施工管理技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・　8 点
⑭1 級建設機械施工管理技士補(⑬と重複しない限り 1 人につき)・・・・　6 点
⑮2 級建設機械施工管理技士(⑬又は⑭と重複しない限り 1 人につき)・・　5 点
⑯1 級土木施工管理技士(1 人につき)・・・・・　・・・・・・・・・・　8 点
⑰1 級土木施工管理技士補(⑯と重複しない限り 1 人につき)・・・　6 点
⑱2 級土木施工管理技士(土木)(⑯又は⑰と重複しない限り 1 人につき)・　5 点
⑲2 級土木施工管理技士(薬液注入)(⑯～⑱と重複しない限り 1 人につき)・　3 点
⑳2 級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)(⑯～⑱と重複しない限り 1 人につき)　3 点
㉑1 級造園施工管理技士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点
㉒1 級造園施工管理技士補(㉑と重複しない限り 1 人につき)・・・　6 点
㉓2 級造園施工管理技士(㉑又は㉒と重複しない限り 1 人につき)・・・・　5 点
㉔コンクリート診断士(1 人につき)・・・・・・・・・・・・・・・・・　8 点

Ⅲ　地域貢献その他の事項(共通)

地域貢献その他の事項については、次の項目の合計点が 60 点を超えない範囲で加算する。

① 市内中小企業団体加入年数

20 年未満・・・・・・・・加入年数×0.5 点を点数とする
(小数点以下切り上げ)

20 年以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 点

・団体加入等の証明書を添付すること。

・団体への加入は、令和 8 年 12 月 1 日時点において在籍し、満 1 年以上加入していることを条件とする。また、過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除く。

② 市主催及び共催行事への協力(ボランティア活動・寄附 1 回につき)・・・ 2 点

・市または団体（団体として参加の場合）からの参加証明書等を添付すること。

・令和６・7 年度を対象期間とする。

・ボランティア活動　…　比謝川清掃、メイン通り一斉清掃、市役所前幅広道路清掃、比屋根湿地清掃、その他市主催・共催イベント等での協力等

③ 障害者雇用(1 人につき)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 点

・令和 8 年 12 月 1 日現在の障がい者の雇用状況とする。

④ 市の表彰を受けた者(過去 10 年に限る)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 点

⑤ 市自治会加入者割合加点・・・・・・(加入者／市内従業員×5)を点数とする
(小数点以下切り上げ)

⑥ 市自治会加入(事業所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 点

⑦ 献血活動の協力（令和６・7 年度を対象期間とする）

（ア）団体献血への協力（1 回以上受入れ）　・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 点

・献血センターお礼状等を添付すること。

・団体による参加も加点の対象とする（ただし、事業所と団体の重複加算は不可)。

（イ）献血への協力（１人１回につき）　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 点

・但し、人数及び回数に関わらず、上限は２点とする。

・献血を行った証明書等（献血カード・献血手帳・ラブラッドアプリ）を添付すること（ラブラッドアプリの場合は画面のスクリーンショット等を提出)。